看護学研究紀要投稿要項

1. 投稿者

筆頭著者は本学教職員、名誉教授、非常勤講師、退職教職員に限る。但し、共著者はこの限りでない。 また足利大学看護実践教育研究センターが認めた場合は、この限りではない。

2. 投稿内容

看護学の発展に寄与するものであり、未発表あるいは投稿されていないものに限る。

3. 原稿の種類

原稿の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、資料・その他であり、それぞれの内容は下記のとおりである。 【総説】看護学に関連した特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビュー して、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説、考察したもの。

【原著】看護学に関連した研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されており、看護学の知識として意義が明らかであるもの。

【研究報告】看護学に関連した研究論文のうち、内容・論文形式において原著論文に及ばないが、研究としての意義があり、発表の価値が認められるもの。

【実践報告】臨床看護実践のうち、看護学の発展に寄与し、発表の価値が認められるもの。

【資料・その他】看護学の発展のために何らかの示唆をもたらし、看護実践教育研究センターが公表 する価値があると認めたもの。

4. 投稿手続き

- 1) 原稿は印刷体1部およびそれらを保存した電子媒体(USBメモリ等)で提出する。
- 2) 投稿前に「投稿論文チェックリスト」を用いて点検確認し、表の確認欄に印を付ける。「投稿論文チェックリスト」は、原稿に添付して提出する。
- 3) 原稿は表紙、日本語要旨、本文、文献、図表、英文要旨の順に綴じる。
- 4) 投稿承諾書および利益相反 (COI) 自己申告書には著者全員の自署を要する。
- 5) 原稿は足利大学本城図書館看護学研究紀要担当へ提出する。原稿を郵送する場合は、書留で郵送する。 【原稿提出先、送付先】

〒326-0808 栃木県足利市本城3丁目2100-1 足利大学本城図書館 看護学研究紀要担当

5. 原稿の採否

- 1) 原稿の採否は査読を経て、看護実践教育研究センターが決定する。なお査読は看護実践教育研究センターが依頼した複数名によって行われる。
- 2) 看護実践教育研究センターの判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 3) 投稿された原稿は、理由の如何を問わず返却しない。

6. 研究倫理

- 1)投稿原稿の元となる研究は、日本看護協会の「看護研究における倫理指針」(2004年)、日本学術会議の「科学者の行動規範-改訂版-」(2013年)に基づき、適正に遂行されていなければならない。
- 2) 人を対象とした研究では「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、その他の適切な指針に従うこととする。
- 3)人を対象とした研究は、主となる研究者が所属する施設の研究倫理審査会の承認を得ていること、 および倫理的配慮の具体的な内容を本文中に明記する。
- 4)動物を対象とした研究では、動物実験等が行われた研究機関等における動物実験等に係る規定に則した研究であることが求められる。

7. 利益相反

すべての著者は企業等との利害関係の有無(利益相反)を確認し、「利益相反(COI)自己申告書」を記載し、提出すること。

8. 著作権

看護学研究紀要に掲載された著作物の著作権はすべて足利大学に帰属し、その運用方法は次のとおりである。

- 1) 掲載された著作物に対する公的機関による複製、翻案によって発生した対価はすべて足利大学に帰属する。
- 2) 足利大学は教育、研究、成果発表、広報等大学運営に供する場合に限って、掲載された著作物を電子 化または公衆送信することができる。これによって発生した対価はすべて足利大学に帰属する。

9. 原稿の書き方

- 1) 原稿は日本語とする。
- 2) 原稿は、原則としてMicrosoft社のWord、Excel、PowerPoint等で作成する。標準的なフォント(MS 明朝、MSゴシックなど)を用いる。
- 3) 書式は、A4版横書きで、1行文字数35字、1ページ行数は28行(1ページ約1000字)として適切な行間をあける。数字およびアルファベットは原則として半角とする。本文中の句読点は、「,(全角カンマ)」、「。」で統一する。
- 4) 原稿にはページ番号および行番号を挿入する。
- 5) 投稿原稿の1編は、本文、文献、図表を含めて下記の枚数以内とする。 ただし、図表は3点で原稿1枚とする。

総 説:20枚以内(20,000字以内)

原 著:18枚以内(18,000字以内)

研究報告:16枚以内(16,000字以内)

実践報告:16枚以内(16,000字以内)

資料・その他:12枚以内(12,000字以内)

- 6) 原稿には表紙を付し、表題 (日本語・英語)、希望する原稿の種類、原稿枚数 (字数)、図表および 写真の枚数、著者名 (日本語・英語)、所属機関名 (日本語・英語)、投稿論文責任著者の氏名および 連絡先 (所属機関、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス)を付記する。異なる機関に属 するものが共著の場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を氏名の 右肩に記す。
- 7) 日本語の要旨は表題、目的、方法、結果、結論を400字程度で作成し、キーワード3~5個をつける。総説、原著、研究報告には250words程度の英文要旨【Title】、【Purpose】、【Methods】、【Results】、【Conclusion】と英文キーワード3~5個をつける。英文については、必ずネイティブスピーカーによるチェックを受ける。
- 8) 原稿は本文(文献を含む)、図、表に分ける。
- 9) 本文と文献の間に、利益相反に関して記載をする。さらに謝辞や学会発表で発表していることなどを示した付記をつけることもできる。
- 10) 査読者からの指摘を受けて修正した箇所にはアンダーラインを引く。

10. 文献

- ・引用文献は本文該当部の右肩に^{1),3~5)}などの番号で示し、引用順に番号を片括弧で記し、本文最後の文献の項に番号順に整理して記す。共著者は3名まで表記する。4人目以降は省略し、3人の著者名+『,他』とし、英文文献も同様に、『,et al.』とする。雑誌名は国内文献については医学中央雑誌、それ以外はIndex Medicusに従い、それぞれ略名をつける。なお、医学中央雑誌の収載誌検索は以下より確認する(https://www.jamas.or.jp/shusaishi/search/)。
- ・外国人著者の名前は、「姓(フルスペル)半角スペース名(イニシャル)」と記載する。
- ・文献の書き方は次のように統一する。
- ・原則として、特殊な報告書、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

1)雑誌の場合

著者名. 論文の表題. 雑誌名. 発行年;巻(号):開始頁-終了頁.

例1:杉原喜代美,市江和子,島田葉子,他.妊娠・育児期の母親の疲労と睡眠状況の回復への支援に関する研究.看護学研究紀要.2016;4(1):1-9.

例2: Benner P, Tanner C, Chesla C. From beginner to expert: gaining a differentiated clinical world in critical care nursing. ANS Adv Nurs Sci. 1992;14(3):3-28.

例3:山門實. 膵臓癌の新規スクリーニング法の開発と有効性の比較(IPMNを含む) 血漿中アミノ酸プロファイルに基づいた糖尿病患者を対象とした膵癌スクリーニングの可能性.日消誌. 2018:115 巻臨増総会:A119.

2) 書籍の場合

著者名, 書名, 発行地(外国の場合のみ): 出版社名; 発行年,

著者名, 書名, 発行地(外国の場合のみ):出版社名;発行年, 開始頁-終了頁.

例4:川島みどり. 看護の力. 岩波新書: 2012.

3) 分担執筆で著者と編者が異なる書籍の場合

著者名. 題名. 編者名. 書名. 発行地(外国の場合のみ): 出版社名; 発行年. 開始頁-終了頁.

例5:山内豊明. 神経系の見方. 日野原重明編. ナースに必要な診断の知識と技術 第4版. 医学書院; 2006. 137-175.

例6: Mannucci E. Physical exercise for the prevention and treatment of obesity. In: Stocchi V. De Feo P. Hood DA (eds). Role of physical exercise in preventing disease and improving the quality of life. Milan: Springer; 2007.171-179.

4) Webサイト、Webページ

インターネットのサイトやページは、他に適切な資料が得られない場合のみ文献として使用しても よいこととする。

著者名. Webページの題名. 発表年. 引用元のURL(参照日).

例7:厚生労働省. 平成25年「国民健康・栄養調査」の結果. 2014. http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067890.html(2015年7月3日参照).

11. 図表

- 1) 図、表は、図1、表1などの番号を付け、本文とは別に1ページに1点作成し、最後に一括する。
- 2) 本文原稿に、挿入する図・表・写真の希望位置を示す。
- 3) 表の罫線は必要な横罫線だけとし、原則的に縦罫線は使用しない。

12. 著者校正

査読を経て採択された原稿は著者校正を行う。校正の際は、誤字脱字の修正は認めるが、内容の加筆、 修正は認めない。

13. 著者の負担すべき費用

- 1) 別刷りはすべて実費を著者負担とする。
- 2) 図表など、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附則

- 1. この規程は平成31年4月1日から施行する。
- 2. この規程は令和 2年4月1日から施行する。
- 3. この規程は令和 6年4月1日から施行する。